

最終化されたバーゼル委員会による TLAC 保有規制

小立 敬

■ 要 約 ■

1. バーゼル委員会は 2016 年 10 月 12 日、銀行の TLAC 保有を制限する最終規則を公表した。グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）が発行する TLAC 適格債等に係るエクスポージャーについて、自己資本を対象とするいわゆるダブルギアリング規制を拡張して適用するものであり、TLAC 保有が一定基準を超える銀行においては資本控除が発生することになる。
2. 資本控除の対象となる「その他 TLAC 債務」は、金融安定理事会（FSB）が定める TLAC 適格債務の範囲より広く、TLAC 適格債務に該当しなくてもそれとパリパス（同順位）の商品も TLAC 保有規制の対象となる。また、TLAC 適格債務の直接的な保有だけではなく、従来のダブルギアリング規制と同様、デリバティブに関わるシンセティックな投資やインデックス証券等による間接的な保有も規制の対象となる。
3. 資本控除については、従来のダブルギアリング規制と同様、自己資本およびその他 TLAC 債務が銀行のコモンエクイティ Tier1（CET1）の 10%を超過する場合に資本控除が発生する。その上で、その他 TLAC 債務のみを対象に CET1 の 5%を上限とする追加枠が手当てされている。この追加枠については非 G-SIB の場合には、銀行勘定とトレーディング勘定で保有する TLAC 適格債務に適用できるが、G-SIB の場合には、トレーディング勘定に計上され 30 営業日以内に売却されるものに限られている。
4. 自己資本を対象とする従来のダブルギアリング規制に比べると、TLAC 保有規制は計測が複雑になっている点に留意が必要である。邦銀の場合、国際統一基準行に対してはバーゼル委員会による TLAC 保有規制の最終規則に従って適用されることが想定されるが、コア資本に Tier2 資本がない国内基準行については、現行の Tier2 劣後債務の取扱いと同様、TLAC 適格債務に対してより高いリスク・ウェイトが適用されることが予想される。

I. 最終規則の公表

バーゼル銀行監督委員会 (BCBS) は 2016 年 10 月 12 日、銀行の TLAC (total loss-absorbing capacity) 保有を制限する最終規則を公表した¹。これは、グローバルなシステム上重要な銀行 (G-SIB) が発行する TLAC 適格債等に係るエクスポージャーについて、バーゼルⅢの自己資本比率の計測上、他の金融機関が発行する規制資本商品の保有に係る資本控除、いわゆるダブルギアリング規制を拡張して適用するものであり、TLAC 適格債等の保有が一定基準を超える銀行において、資本控除が生じることになる。TLAC 保有規制は、TLAC 規制の適用に併せて 2019 年 1 月 1 日から開始される²。

2015 年 11 月に金融安定理事会 (FSB) は、G-SIB の破綻処理時の損失吸収力および資本再構築力を求める TLAC 基準を最終化させた³。TLAC 基準は G-SIB が破綻した場合の波及リスクを抑制する観点から、①G-SIB が保有する他の G-SIB の TLAC エクスポージャーに対してバーゼルⅢと同様の方法で自己資本から控除すること、②非 G-SIB の取扱いも含めて具体化することをバーゼル委員会に要請した。当該要請を受けてバーゼル委員会は、2015 年 11 月に銀行の TLAC 保有にダブルギアリング規制を拡張して適用することを提案した市中協議文書を公表している⁴。

バーゼル委員会が公表した TLAC 保有規制の最終規則は、市中協議文書から変更されたところもあるため注意が必要である。最終規則のポイントは以下のとおり。

- **Tier2 からの控除**： 銀行は、規制資本商品以外の TLAC 商品、すなわち TLAC 適格債等の保有については、自行の自己資本のうち Tier2 資本から控除すること
- **資本控除の基準**： TLAC 商品の資本控除は、既存の規制資本商品に適用されるコモンエクイティ Tier1 (CET1) の 10% 基準の適用を受けるとともに、非規制資本である TLAC 適格債等の保有のみに対して 5% という追加的な基準を適用
- **劣後化された TLAC とパリパス (同順位) の商品**： 資本控除を実施

以下では、G-SIB および非 G-SIB を対象とするバーゼル委員会による TLAC 保有規制の最終規則について概要を整理する。

¹ BCBS, "TLAC holdings," Standard, October 2016 (<https://www.bis.org/bcbs/publ/d387.pdf>).

² ただし、新興国の G-SIB (中国を含む) の TLAC については原則、2025 年以降の適用となる。

³ FSB, "Principles on Loss-absorbing and Recapitalisation Capacity of G-SIBs in Resolution; Total Loss-absorbing Capacity (TLAC) Term Sheet," 9 November 2015. その概要については、小立敬「最終化された総損失吸収力 (TLAC) の枠組み—TBTF の終結を図る新たな G-SIB 規制の概要—」『野村資本市場クォーターリー』2016 年冬号を参照。

⁴ BCBS, "TALC holdings," Consultative document, November 2015. その概要については前掲注 3 の拙稿を参照。

II. TLAC 保有に係る資本控除

1. 資本控除の対象債務

TLAC を構成する金融商品には、①CET1、その他 Tier1 および Tier2 に該当する規制資本商品と、②FSB の TLAC 基準に規定される TLAC タームシートが定める要件を満たす TLAC 適格債務（例えば、TLAC 適格シニア債）がある。現行のダブルギアリング規制においては、銀行が他の金融機関の規制資本商品を保有する場合、CET1 の 10% を超過すれば超過額について資本控除が発生する一方、10% を下回る額についてはリスク・ウェイトを乗じてリスク・アセットの計測に含むことになる。

バーゼル委員会が公表した TLAC 保有規制の最終規則で示されたのが、TLAC 適格債務の資本控除の取扱いである。最終規則はバーゼルⅢテキスト（パラグラフ 66）を改定し、規制対象債務として「その他 TLAC 債務（other TLAC liability）」を導入している。その他 TLAC 債務は、以下のように定義される。

- a) 外部 TLAC として認識されることが適当である一方、規制資本には該当しないものであって⁵、G-SIBs の破綻処理対象法人（resolution entity）への直接的、間接的なおよびシンセティックなすべての投資。ただし、パラグラフ 66c（後述）によって除外される商品を除く
- b) G-SIB の破綻処理対象法人が発行し、a) に該当する商品と順位がパリパスの商品に関するすべての保有。ただし、(i) TLAC タームシートのセクション 10 に定める TLAC から除外される除外債務（excluded liability）に含まれる商品、(ii) TLAC タームシートのセクション 11 に規定される劣後化の要件の適用除外を適用することで TLAC として認識される商品とパリパスの商品を除く

バーゼル委員会は、波及リスクの抑制の観点から TLAC 保有規制の対象を TLAC 適格債務の直接的な保有よりも幅広く捉えている。上記 a) によって、デリバティブ関連のシンセティックな投資や間接的な保有も規制の対象となる。また、上記 b) によって、その他 TLAC 債務の範囲は TLAC 適格債務よりも広く、TLAC 適格債務とパリパスの商品は TLAC 適格債務でなくても、原則としてその他 TLAC 債務に含まれ、TLAC 保有規制の対象となる。

なお、その他 TLAC 債務は、G-SIB グループにおいてベイルイン等の破綻処理ツールが適用される破綻処理対象法人が発行するものである。したがって、例えば、持株会社のみならずベイルイン等が適用されるシングル・ポイント・オブ・エントリー（SPE）の破綻処理戦略が適用される G-SIB の場合、持株会社の債務はその他 TLAC 債務になり得るが、銀行子会社等の債務はその他 TLAC 債務に該当せず、TLAC 保有規制の対象にはならない。

⁵ ただし、残存期間が 5 年未満となった結果として規制資本に考慮されなくなった Tier2 商品については、投資する銀行の規制上の調整（資本控除）においては、全額を Tier2 として認識し続ける扱いである。

2. その他 TLAC 債務の資本控除

その他 TLAC 債務の資本控除は、原則として、①G-SIB が自己のその他 TLAC 債務を自ら保有する場合、②G-SIB が他の G-SIB との間でその他 TLAC 債務を意図的に持合う場合、③銀行の発行済普通株式の 10%以上に出資する重大な出資であって、その他 TLAC 債務に投資する場合、④銀行の発行済普通株式の 10%未満の投資であって、その他 TLAC 債務に投資する場合という 4 つのケースにおいて発生し得る。その他 TLAC 債務の資本控除は、自己資本のうち Tier2 資本から控除されることになる。

① G-SIB による自己保有（パラグラフ 78）

G-SIB がその他 TLAC 債務を自己保有している場合、G-SIB の破綻処理対象法人は、TLAC の計測において自己保有分のその他 TLAC 債務を控除しなければならない。

② G-SIB による意図的な持合い（パラグラフ 79）

G-SIB が他の G-SIB との間で TLAC ポジションを意図的に引上げることを目的として実施するその他 TLAC 債務の持合い（reciprocal cross holding）に関しては、Tier2 資本から全額控除しなければならない。

③ 銀行の重大な出資（パラグラフ 84）

銀行（非 G-SIB を含む）が G-SIB の発行済普通株式の 10%以上を出資している場合において、銀行が当該 G-SIB が発行するその他 TLAC 債務を保有しているときは、Tier2 資本から全額控除しなければならない⁶。

④ 銀行の重大な出資以外の投資（パラグラフ 80-83）

銀行が G-SIB の発行済普通株式の 10%未満を保有する場合、自己資本およびその他 TLAC 債務については、①従来のダブルギアリング規制の要件であるネット・ロング・ベース（ロング・ポジションとショート・ポジションの相殺が可）で集計し、銀行の CET1 の 10%基準に照らして資本控除を行うことに加えて、②その他 TLAC 債務に対してのみにグロス・ロング・ベース（ロング・ポジションとショート・ポジションの相殺は不可）で集計して銀行の CET1 の 5%を超過する場合には資本控除が発生するという追加的な基準が導入されている。ただし、G-SIB と G-SIB 以外の銀行（非 G-SIB）とでは、その他 TLAC 債務のみを対象とする CET1 の 5%の追加基準の適用の仕方が異なっている。

具体的には、まず、その他 TLAC 債務として規制対象となるエクスポージャーは、以下のとおりである。

⁶ ただし、後述のパラグラフ 66c が適用される場合には、比例控除アプローチを利用することになる。

- 直接的、間接的およびシンセティックな投資を含む。例えば、インデックス証券の保有の場合はルックスルーを適用
- 銀行勘定およびトレーディング勘定における保有を含む
- CET1 の 5%の追加的な基準に関してはグロス・ロング・ポジションによって、CET1 の 10%の基準に関してはネット・ロング・ポジションで計測
- 引受に係るポジションについては、5 営業日以内のものは適用除外

その上で G-SIB について、5%の追加基準が適用できるのは、トレーディング勘定に計上された 30 営業日以内に売却されるその他 TLAC 債務の保有に限定されている⁷。すなわち、G-SIB は、銀行勘定に計上されたその他 TLAC 債務の保有に対しては、5%の追加基準を適用することができない。

具体的には、その他 TLAC 債務が、①以下の要件を満たさない場合、または②銀行の CET1 の 10%未満ではない場合には、その他 TLAC 債務の保有について自行の Tier2 資本から控除することを規定している。

- 当該パラグラフの規定に沿った取扱いを行うために銀行が指定した保有であること
- 銀行のトレーディング勘定における保有であること
- 取得日から 30 営業日以内に売却される保有であること
- 当該保有は、グロス・ロング・ベースで集計して銀行の CET1 の 5%未満であること⁸

G-SIB が指定する TLAC 保有が上記の要件を 1 つでも満たさない場合には、Tier2 資本から全額を控除しなければならない。また、G-SIB がトレーディング勘定に係る TLAC 保有を一旦指定すると、当該保有は CET1 の 10%の基準には含まれない。こうしたアプローチは、市場の厚みや流動性を確保するために銀行システムの中で保持されることが必要な TLAC 商品の保有について、5%の追加的な枠によって抑制しようとすることを意図するものである。すなわち、TLAC 商品に関して 5%の追加枠が適用される理由としては、G-SIB が TLAC 商品の流動性を生み出すマーケット・メイクを行うために必要な保有が想定されているためである。

他方、非 G-SIB については、①その他 TLAC 債務の保有がグロス・ロング・ベースで集計して銀行の CET1 の 5%未満ではない場合、または②ネット・ロング・ベースで集計して銀行の CET1 の 10%未満ではない場合には、その他 TLAC 債務の保有について自行の Tier2 資本から控除しなければならない。

その上で、G-SIB および非 G-SIB は、上記の要件によって Tier2 から控除が生じるその他 TLAC 債務を除き、資本商品およびその他 TLAC 債務の保有はネット・ロング・

⁷ 最終規則は、バーゼル規制においては当該要件を非 G-SIB に適用することはないが、各国当局の裁量の下で非 G-SIB にも当該要件を適用することも許容している。

⁸ 他のすべての規制上の調整（資本控除）を行った後で適用することになる。

ベースで集計し、銀行の CET1 の 10% を超過して資本控除が発生する場合には、従来と同様、資本商品については、対応する規制資本のコンポーネント（CET1、その他 Tier1 および Tier2）から 10% 超過額を控除するコレスポンディング・アプローチ（corresponding deduction approach）に基づいて資本控除を行う。一方、その他 TLAC 債務の資本控除に関しては、Tier2 資本から超過額が控除されることとなる。

CET1、その他 Tier1 および Tier2 からの資本控除の額の計測については、具体的には以下のとおりである。

- CET1 からの控除額は、①資本商品およびその他 TLAC 債務の 10% 超過額に対して、②資本商品およびその他 TLAC 債務の合計額に対する普通株式の保有比率を乗じた額として計算
- その他 Tier1 資本からの控除額は、①資本商品およびその他 TLAC 債務の 10% 超過額に対して、②資本商品およびその他 TLAC 債務の合計に対するその他 Tier1 資本の保有比率を乗じた額として計算
- Tier2 資本からの控除額は、①資本商品およびその他 TLAC 債務の 10% 超過額に対して、②資本商品およびその他 TLAC 債務の合計に対する Tier2 資本およびその他 TLAC 債務の保有比率を乗じた額として計算

⑤ 比例控除アプローチによる資本控除（パラグラフ 66c）

パラグラフ 66c の規定に該当する G-SIB の TLAC エクスポーザーに関しては、銀行（G-SIB および非 G-SIB を含む）は上記のアプローチとは異なり、比例控除アプローチ（proportionate deduction approach）に基づいて資本控除の額の計測を行わなければならない。当該アプローチは、その他 TLAC 債務のみに適用される計測方式であり、従来の自己資本を対象とするダブルギアリング規制の枠組みにはなかったものである。

まず、TLAC タームシートのセクション 11 は、外部 TLAC が満たすべき適格要件の 1 つとして、TLAC から除外される除外債務に対する劣後性（subordination）の要件を求めている⁹。そして、劣後性を具体的するオプションとして以下の 3 つの選択肢を規定しており、G-SIB の母国当局は、自国の G-SIB に対してどの要件を求めるかを選択しなければならない。

⁹ TLAC タームシートでは除外債務として、①保険対象預金、②要求払預金、短期預金（当初満期が 1 年未満）、③デリバティブから生じる債務、④デリバティブにリンクした性質を有する債務（ストラクチャード・ノートを含む）、⑤契約以外で生じる債務（税金債務を含む）、⑥破産法の下、無担保シニア債権者に優先する債務、⑦発行体に係る根拠法の下、ベイルインが適用されない債務、または不利な訴訟、妥当な損害賠償請求の重大なリスクを生じることなく破綻処理当局が元本削減またはエクイティ転換することができない債務が挙げられている。

- 破綻処理対象法人のバランスシート上、除外債務に契約上劣後していること
・・・「契約上の劣後 (contractual subordination)」
- 破綻処理対象法人のバランスシート上、除外債務に法的な順位が劣後していること
・・・「法的劣後 (statutory subordination)」
- TLAC 適格商品とパリパスまたはそれに劣後する除外債務をバランスシート上に有さない破綻処理対象法人 (例えば、持株会社) が発行していること
・・・「構造劣後 (structural subordination)」

一方、TLAC ターンシート of セクション 11 は、劣後性要件の選択肢を規定すると同時に、以下のとおり、劣後性要件の適用除外のオプションを定めている。このうち比例控除アプローチが適用されるのは、下記 c) のオプション (セクション 11 の下から 2 番目のパラグラフ) のみである。

- a) ①TLAC 適格債務と同順位または劣後する破綻処理対象法人のバランスシート上の除外債務の額が破綻処理対象法人の適格外部 TLAC の 5% 以下、②破綻処理において破綻処理当局がパリパスの債権者間で異なる扱いができる権限を有すること、③破綻処理において除外債務を有利に扱うことが訴訟や損害賠償請求の重大なリスクを生じないこと、④破綻処理の実行可能性に重大な影響を与えないことというすべての要件を満たす場合
- b) 除外債務がバイルイン・ツールの範囲から法的に除外される結果、バイルインを利用する破綻処理の中で、法的に元本削減またはエクイティ転換ができない法域においては、劣後性要件は適用されない
- c) 破綻処理法制が規定する例外的状況の下、破綻処理当局が除外債務の全部または一部をバイルインの対象から除外することができる法域では、G-SIB は除外債務と同順位の商品を一定の上限まで外部 TLAC として認識することが可能¹⁰

比例控除アプローチとは、劣後性の要件の適用除外を採用することで TLAC として認識された商品の一定比率を投資する銀行の TLAC 保有として計測するものである。当該比率は、①除外債務とパリパスであって TLAC として認識された G-SIB の破綻処理対象法人が発行するファンディングに対して、②除外債務とパリパスであって劣後性要件が適用されなければ TLAC として認識され得る G-SIB の破綻処理対象法人が発行するファンディングを除いたものとして計算される¹¹。

¹⁰ 除外債務と同順位の債務に適用される一定の上限として、TLAC 最低基準がリスク・アセット比で 16% の場合にはリスク・アセットの 2.5% と同額まで、TLAC 最低基準が 18% の場合には 3.5% と同額まで TLAC として考慮することができる。

¹¹ 最終規則は注 25c で次の事例を示している。G-SIB の破綻処理対象法人が除外債務とパリパスなファンディングをリスク・アセット比で 5% 有しており、当該商品について外部 TLAC として認識される部分が同 3.5% である場合、当該商品に投資する銀行は TLAC 保有の計算において当該商品の 70% (=3.5/5) のみを考慮すればよいことになる。

劣後性要件の適用除外を選択する国（または G-SIB）が具体的にどこかは現時点では明らかではないが、例えば、EU 加盟国では、上記 c) のオプションを選択する G-SIB が現れる可能性がある¹²。その場合、当該 G-SIB の TLAC に投資する銀行は比例控除アプローチによって資本控除を算定しなければならない。なお、劣後性要件の適用除外には、上記 c) 以外にもいくつかの選択肢があり、その選択は、その他 TLAC 債務の定義にも影響することになる。したがって、TLAC に投資する銀行は、個々の G-SIB の劣後性要件の適用除外の有無について把握する必要があるだろう。

なお、バーゼル委員会は、劣後性要件の適用除外を選択した G-SIB について、当該事実を G-SIB に開示させる方針である。いずれバーゼルⅢの第 3 の柱（Pillar3）の枠組みの下、劣後性要件の適用除外のオプションを適用しているか否かは、個々の G-SIB の開示の中でいずれ明らかにされる見通しである¹³。

Ⅲ. 今後の留意点

TLAC 保有規制の最終化によって、G-SIB が発行する TLAC 適格債等を保有する銀行にはダブルギアリング規制が拡張適用されることが示された。邦銀の場合、国際統一基準行においては、TLAC 適格債等の保有に制限が課され、Tier2 資本から資本控除が生じることもあり得る¹⁴。一方、自己資本としてのコア資本に Tier2 資本がない国内基準行の場合には、現行の Tier2（劣後債務）の取扱いと同様、TLAC 適格債等により高いリスク・ウェイトが適用されることが想定される。もともと、当該措置は、金融庁の裁量の下で決定されるものであることから、金融庁から方針が示されていない現時点では明確なことはわからない。

また、TLAC 適格債等へのダブルギアリング規制の適用は、従来の自己資本に対する枠組みよりも複雑なものとなっていることにも注意が必要である。具体的には、その他 TLAC 債務の範囲は TLAC タームシートの要件を満たす TLAC 適格債務よりも広く、TLAC 適格債務とパリパスの商品も対象となる一方で、劣後性要件の適用除外によって TLAC として認識される商品とパリパスのものは除外されることになる。銀行が新たな TLAC 保有規制を計算するには、G-SIB の TLAC 適格債務やそれとパリパスの債務を把握するとともに、

¹² 欧州委員会が 2016 年 11 月に公表した銀行改革パッケージ法案（CRR2/CRD5）には、TLAC 規制の域内適用に関する法案が含まれており、その中に劣後性要件の例外措置が定められている。具体的には、①劣後性要件以外のすべての TLAC 適格要件を満たす債務であって、②当該債務の順位が除外債務のうち最も低い順位のものと同様であり、③当該債務を適格債務に含めることが金融機関の破綻処理の実行可能性（resolvability）に重大な影響を及ぼさないことを当局が確認している場合、リスク・アセットの 3.5%を超えない範囲で適格債務に含めることを銀行が決定できるという規定が設けられている（小立敬「EU における TLAC（MREL）の適用に関する法案」『野村資本市場クォーターリー』2017 年冬号（ウェブサイト版）を参照）。

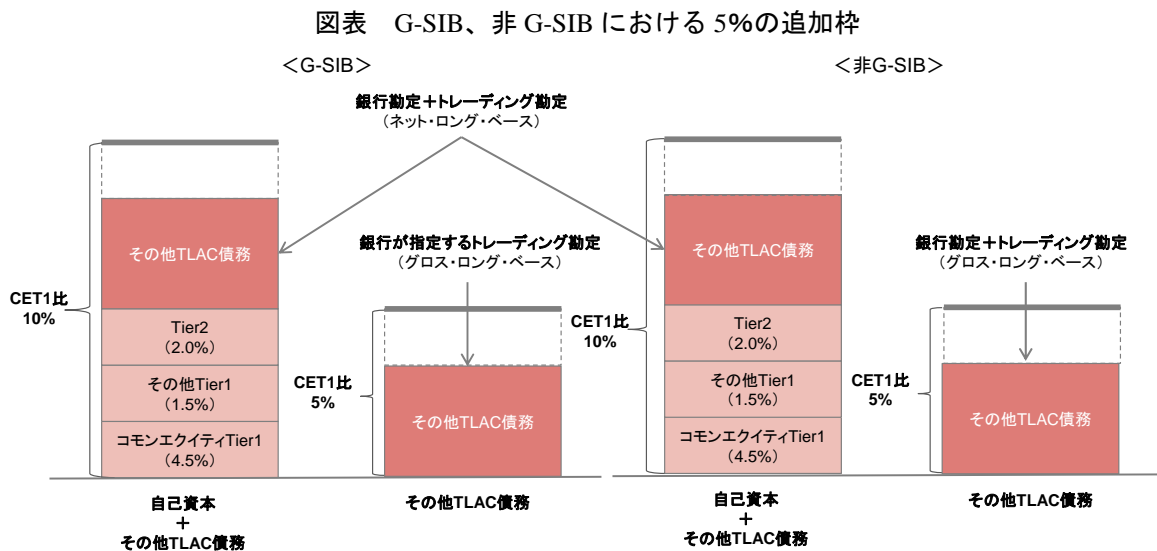
¹³ 適用除外の選択の事実とともに、TLAC として認識される除外債務とパリパスのファンディングの比率についても開示されることになる。

¹⁴ なお、従来のダブルギアリング規制と同様、資本控除を行うべきコンポーネント（CET1 およびその他 Tier1、Tier2）が不足する場合には、上位のコンポーネントから資本控除が行われることになる。したがって、Tier2 資本の厚みのない銀行の場合、その他 TLAC 債務の保有によって Tier1 資本に影響が及ぶ可能性については留意が必要である。

劣後性要件の適用除外の採用の有無についても把握しなければならない。

特に、TLAC 適格債務とパリパスの商品については多様なものが想定されるため、注意が必要である。例えば、TLAC 適格要件を満たさないシニア債あるいは TLAC 適格債務で残存期間が 1 年未満の商品が含まれる。また、TLAC 適格債務が米国法準拠のものに限られる米国の G-SIB については、既に発行されている海外発行債券（例えば、サムライ債）なども想定される¹⁵。さらに、劣後性要件に関連して、劣後性を契約条項に規定することを求める国の G-SIB が発行している契約条項のない債券も含まれると考えられる。

一方、その他 TLAC 債務のみに適用される CET1 の 5% の追加枠は、グロス・ロング・ベースで計測することが求められており、自己資本およびその他 TLAC 債務に係る CET1 の 10% 基準を計測する際のネット・ロング・ベースとは異なる点には注意が必要である。さらに、その他 TLAC 債務に係る CET1 の 5% の追加枠については、G-SIB と非 G-SIB で取扱いが異なる点にも留意しなければならない（図表参照）。非 G-SIB の場合には、銀行勘定とトレーディング勘定のその他 TLAC 債務に対して追加枠が適用できる。つまり、非 G-SIB にとっての 5% の追加枠は、従来のダブルギアリング規制の延長線上にある。これに対して G-SIB の場合は、その他 TLAC 債務の 5% の追加枠はトレーディング勘定に計上されているものであって、30 営業日以内に売却されるものとして銀行が指定するものに限られる。すなわち、TLAC 適格債等のマーケット・メイク業務に関わる保有に限定されるということを意味している。



(出所) バーゼル委員会最終規則より野村資本市場研究所作成

¹⁵ 連邦準備制度理事会 (FRB) は 2016 年 12 月、TLAC の国内法化を図る最終規則を公表した。最終規則は、TLAC 適格要件として米国法に基づいて発行されていることを求めている (小立敬「最終化された米国の TLAC 規制」『野村資本市場クォーターリー』2017 年冬号 (ウェブサイト版) を参照)。

2015年11月のアンタルヤ・サミットでFSBがTLAC基準を最終化し、それを受けてG-SIBがTLAC商品の発行や借換えを始める中で、相対的に利回りが期待されるTLAC適格債への投資を検討する銀行も次第に現れてきているように見受けられる。今後、TLAC適格債に対する投資を行う銀行が留意すべき点としては、G-SIBの母国当局によるTLAC基準の国内法化の内容を確認するとともに、国際統一基準行においては、バーゼル委員会が最終化したTLAC保有規制が自らの自己資本比率にどのような影響を与え得るのかについて整理する一方、国内基準行においては、国内基準の中でTLAC保有に対するリスク・ウェイトがどのような水準に設定されるかを見極めていくことが必要になるだろう。